

# 品質表示者番号規程

## (目的)

第1条 品質表示者番号規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という。）の会員企業、及び会員組合（日本羽毛製品協同組合及び日本ふとん製造協同組合を含む。）に加盟する組合員が取扱う製品に、品質表示を行う際の表示者名として、会員名及び電話番号又は住所で表示することに替え、本協会の名称と電話番号又は住所及び本協会で管理する品質表示者番号（以下「表示者番号」という。）を付することにより、商取引を円滑に行うことを目的とする。

## (申請)

第2条 表示者番号の交付を希望する会員は、品質表示者番号交付申請書（様式1）と本規程第5条2の規程による誓約書（様式2）を本協会に提出する。

## (表示者番号の交付)

第3条 本協会は、前条の申請書を受理した後、本規程第5条第2項各号に掲げる項目を審査し、適格と判断した時には、品質表示者番号交付書（様式3）により、当該申請者に表示者番号を交付する。

2 本協会は申請者に交付した表示者番号を管理する。

## (表示の方法)

第4条 表示者番号を交付された会員（以下「表示者番号登録者」）が表示者番号を製品に付する時は、以下の各号に掲げる事項を標記するものとする。

- ① 本協会の名称
- ② 本協会の電話番号又は住所
- ③ 表示者番号

## (責任等)

第5条 本協会は、消費者等から表示者番号に関する連絡、問合せ等を聴取して、表示者番号登録者にその旨を取り次ぐものとする。

- 2 表示者番号登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守する義務を負い、本協会に一切の迷惑をかけるものとする。
  - ① 家庭用品品質表示法、製造物責任法及びその他の法令を遵守することについて一切の責任を負うこと。

- ② 表示者番号の使用は製品の品質表示の目的に限定し、その効用を保証するために使用してはならないこと。
- ③ 表示者番号を付した製品の品質表示内容について一切の責任を負うこと。
- ④ 表示者番号を付した製品について、事業者又は消費者からクレーム等があった時は誠意をもって解決すること。
- ⑤ 表示者番号を付した製品について、係争等があった時は自らの責任で解決すること。
- ⑥ 表示者番号を付した製品について、国又は地方公共団体から法令に基づいて調査及び指示等がなされた時は、自ら当事者であることを申し出ること。
- ⑦ 表示者番号を付した製品について問題が発生した時には、事故処理報告書（様式5）でその対応及び処理について速やかに本協会に報告すること、又は本協会から報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ⑧ 本協会の会員の資格を失った後でも、表示者番号を付した製品に問題が生じた時には前各号に掲げる一切の責任を負うこと。
- ⑨ 表示者番号を付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者に対し、直接又は間接を問わず、表示者番号を付した製品を供給しないこと。

（使用義務／報告事項）

第6条 表示者番号登録者は、指定期間内に生産した品質表示者番号を表記した製品の生産数量を、指定の報告書を以って6ヶ月毎に報告しなければならない。

（申請に係わる変更等）

第7条 表示者番号登録者は、第2条に基づく申請事項に変更があった時は、速やかにその旨を本協会に届出るものとする。

（有効期限）

第8条 表示者番号の有効期間は、番号交付の日から3年間とする。

- 2 有効期間の更新は、品質表示者番号登録更新申請書（様式4）により期間終了の2ヶ月前から申請することができる。

（表示者番号の抹消）

第9条 本協会は、次の各号に掲げる事由の何れかに該当する場合は、該当する表示者番号を抹消する。但し、第3号に該当することを理由として表示者番号を抹消する時は、本協会の理事会で抹消する理由が認められた時に限り、抹消できるものとする。

- ① 有効期間が終了したとき。

- ② 本協会の会員を脱退したとき、或は、組合員が本協会の会員団体を脱退したとき。
  - ③ 第3条、第6条及び第7条の規程に基づいて提出された書面に記載された事項に違反したとき。
  - ④ 表示者番号登録者が本規程その他の本協会が定める諸規定に違反したとき。
- 2 本協会は、表示者番号を抹消した時は、表示者番号登録者に通知するものとする。
  - 3 表示者番号を抹消された表示者番号登録者は、本協会の要求に応じて、次の各号に掲げる措置をとらなければならないものとする。
- ① 当該表示者番号登録者が表示者番号を付した製品を、取引先に販売済みのものも含めて回収すること
  - ② 当該表示者番号登録者が表示者番号を付した製品の流通ルート及び取引先に販売済みの表示者番号を付した製品の数量を本協会会長に報告すること

(経費等)

- 第6条 本協会は、本規程に係わる業務を遂行するため、申請者又は表示者番号登録者から申請料及び管理費を徴収することができるものとする。
- 2 本協会は、品質表示に関する聴聞内容を本協会理事会に報告する。

付則 本規程は令和4年1月1日から実施する。

- 2 この規程の改廃は本協会コンプライアンス委員会で原案を作成し、本協会理事会により定める。

令和3年11月1日 改定